

令和3年第3回名寄市議会定例会会議録
開会 令和3年8月31日（火曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和3年第2回定例会付託議案第1号
名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第9 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度名寄市病院

事業会計補正予算（第1号）

- 日程第14 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について
議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について
議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について
議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について
議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 令和3年第2回定例会付託議案第1号
名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について（市民福祉常任委員長報告）
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 デジタル庁設置法及びデ

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について
- 日程第9 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について
- 議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について
- 議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第16号 令和2年度名寄市立大

- 学特別会計決算の認定について
- 議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について
- 議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について
- 議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

1. 出席議員（18名）

議長	18番	東	千	春	議員
副議長	11番	佐	藤	靖	議員
	1番	富	岡	達	議員
	2番	倉	澤	宏	議員
	3番	山	崎	真由美	議員
	4番	佐	久間	誠	議員
	5番	三	浦	勝	議員
	6番	今	村	芳彦	議員
	7番	五	十嵐	千	議員
	8番	遠	藤	隆	議員
	9番	清	水	一	議員
	10番	川	村	幸	議員
	12番	高	野	美	議員
	13番	高	橋	伸	議員
	14番	塩	田	昌	議員
	15番	東	川	孝	議員
	16番	山	田	典	議員
	17番	黒	井	徹	議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局	長	伊	藤	慈	生
書	記	開	発	恵	美
書	記	石	橋	恵	美
書	記	加	藤		諒

1. 説明員

市長	加藤剛士君
副市長	橋本正道君
教育長	小野浩一君
総務部長	渡辺博史君
総合政策部長	石橋毅君
市民部長	宮本和代君
健康福祉部長	小川勇人君
経済部長	臼田進君
建設水道部長	東聡男君
教育部長	木村睦君
市立総合病院事務部長	岡村弘重君
市立大学事務局長	水間剛君
こども・高齢者支援室長	廣嶋淳一君
産業振興室長	田畑次郎君
上下水道室長	佐藤美香君
会計室長	鈴木康寛君
監査委員	鹿野裕二君

○議長（東 千春議員） ただいまより令和3年第3回名寄市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

12番 高野 美枝子 議員

17番 黒井 徹 議員

を指名をいたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より9月27日までの28日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日より9月27日までの28日間と決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第3 令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

付託しました委員会の審査の経過及び結果の報告を求めます。

市民福祉常任委員会、高野美枝子委員長。

○市民福祉常任委員長（高野美枝子議員） 議長より御指名をいただきましたので、市民福祉常任委員会へ付託されました令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についての審査経過及び結果について御報告いたします。

委員会は、6月28日、7月7日の2回にわた

り担当職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

6月28日の委員会では、付託されました議案第1号の審査に当たり提案内容の説明を受けた後、質疑を行いました。名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定について、空き家等の管理に関する意識の向上や近隣の建物、歩行者などを保護するとともに、生活環境の維持や改善を図ることを目的とする。空き家等の維持管理は、基本は所有者が責任を持って行うべきであるが、建材の飛散や壁の崩壊など市民へ危害を及ぼす切迫性が高い空き家については市が危険を回避するために必要最小限の措置を講ずることができる。また、措置に要した費用を所有者から徴収する仕組みをつくり、空き家対策に取り組んでいきたいとの説明を受けました。

主な質疑では、委員から第8条の助言または指導に関して、助言または指導の文言が入っているが、指導の考え方は。また、指導における具体的な対応について一定のルール決めが必要ではの質問に対し、助言は今までどおり適正管理への助言と考えている。指導については、指導書により強く改善を求めていきたい。どの段階から指導にするかは、個別ごとに慎重に対応していきたい。また、これからの運用に向けて一定のルール決めは必要であり、再度固めていく。今回提案されている空家等の適正管理に関する条例とさきに条例が制定されている名寄市空家等対策協議会との位置づけと特定空家との関連性はの質問に対し、協議会には今回の条例提案についてコロナの影響により書面で意見を聞いている。特定空家については法に基づき指導、勧告、命令、代執行というプロセスが必要であり、協議会に諮っていくべきと考えている。今回の条例提案は、よりスピード感を求められるケースを想定し、行政である程度意思判断をしていきたいと考える。過料を設定しなかった理由はの質問に対し、今回の条例は助言、指導という手段を明確にしている。過料を設けなか

った理由はあくまでも話し合いを前提に対応し、急いで実施するときは期限を決めて請求を行い、それが支払われない場合は督促などを行っていくなどの答弁がありました。第7条の立入調査等に関しては、専門的な知識を有する者、その他必要な者を同行させ意見を求めるとあるが、協議会との関連性はの質問に対し、立入調査は必要最小限の人数で行うものとしている。専門的な知識を有する者とは建築課の職員、または専門的な業者であり、協議会には結果を報告するとの答弁がありました。第2条の定義に関しては、市民等という文言を入れたほうがよいのでは。また、特定空家が明文化されていないが、立入調査との関連性はの質問に対し、第2条の定義に最初は市民等を入れて検討したが、整理をする中で一般的な市民等の観点で分かると思い、入れなかった。また、今回の特定空家の定義がないのは、特定空家にしない場合でもスピード感を持った対応をしていきたいとの考えである。協議会はこの条例に無関係ではないため、報告などは行っていく。また、固定資産の台帳の登録内容と所有者等が違う場合もあり、所有者等が不明な場合の対応も想定しているとの答弁がありました。第5条の管理不全状態にある空き家等の情報提供に関しては、この見出しにした理由は。また、見出しは市民の役割となるのではないか。加えて、市民等という表記は具体的にどの辺りまで想定しているのかの質問に対し、この見出しとした理由はより分かりやすくするため。また、市民等は市内に居住、滞在、また通勤、通学に加えて市外から来た方にも幅広く情報提供をいただくことと定義しているとの答弁がありました。第9条、緊急安全措置の第3項に関して及び第10条の関係機関の要請に関しては、第9条第3項に緊急安全措置を行うという文言が必要では。また、第10条の関係機関の要請で誰に対し要請を行うかの文言が必要では。また、関係機関への必要な措置とは何を想定しているのかの質問に対し、第10条の誰に対して要請を行うのかという

文言については関係機関という部分で伝わると考えているとの答弁がありました。

次回の委員会では第9条第3項の「緊急安全措置に要した費用」を「緊急安全措置を行うことに要した費用」に、また第10条の「関係機関と連携し」を「関係機関に対し」に改めるべきではないかとの質問に対して改めて説明を受けることを確認し、終了しました。

7月7日の委員会では、第9条第3項の緊急安全措置に要した費用の表現について、現状の条文の表現で危機を回避するために最小限の措置に必要となった費用を当該空き家等の所有者等から徴収することができるの意味が伝わるものと考えている。また、第10条の関係機関と連携しの表現についても現状の条文の表現で警察やその他の関係機関に対する必要な措置の要請を行うことができるの意味が伝わるものと考えているとの追加説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑では、委員から各条項の文言、具体的な考え方や対応に関して、第9条は理解するが、第10条に関しては誰に対して要請するのか条文から読み取れないの質問に対し、条文の警察、その他関係機関と連携し、必要な措置を要請すると記載しており、これで意味が通じると考えている。第7条の第2項で専門的な知識を有する者、その他必要な者を同行させ意見を求めることができることあり、その基準を規則、要綱などで決めていくと思うが、その考え方はの質問に対し、規則については提案された意見も参考に検討していく。第4条の所有者等について、空き家等が管理不全な状態にならない適正な維持管理に向けて適正な周知方法が必要ではの質問に対し、周知については今まで行ってきたが、非常に大切なことなので、さらに周知をしていきたい。第7条の立入調査について、所有者が地元でない場合や持ち主から拒否をされた場合の対応はの質問に対し、立入調査については所有者等の同意を得られない場合でも必要性がある場合には基本的に実施したい。市民

の安全を確保するため屋内を除く敷地内の調査を基本的に行うとの答弁を受け、質疑を終結し、委員間協議を行いました。

委員間協議では、第10条における必要な措置を行う場合の要請先の明記と市民等の文言についての協議が行われました。第10条については、関係機関と連携して行う措置についての説明を受けた際に誰に対して要請を行うということは理解ができた。第2条については、市民等の説明を受けて理解できたので、この条文だけで問題ないのでは。また、第5条の市民等については、この表現で市民等の範囲に対する説明を受けて、ある程度理解できた。また、名寄市自治基本条例の中で市民の定義がされているので、それを指すものであると理解してよいのではなどの意見が出されました。しかし、規則、要綱等はこれから定めるので、第10条に関しては関係機関への要請の考え方について、条例では国の制度及び他市の条例を参考にしており、協議会との関連性も含めて運用に当たり、規則の中に明示してほしい。第2条及び第5条を含め全体に関して、市民に分かりやすい規則にしてほしいとの意見が出されました。

その後、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして令和3年第2回定例会付託議案第1号 名寄市空家等の適正管理に関する条例の制定についての審査の経過と結果の御報告させていただきます。

○議長（東 千春議員） これより委員長報告に対する質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

正副委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。本件は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、令和3年第2回定例会付託議案第1号

は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

日程第4 これより行政報告を行います。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） おはようございます。本日、令和3年第3回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

はじめに、企業会計を除いた令和2年度の各会計決算について申し上げます。

一般会計については、形式収支で4億2,276万8千円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき一般財源4,256万5千円を差し引いた実質収支は、3億8,020万3千円となりました。ここから、名寄市基金条例に基づき、財政調整基金へ2億円を積み立て、残り1億8,020万3千円を令和3年度へ繰り越しました。

特別会計では、国保の保険事業勘定で1,174万7千円、介護の保険事業勘定で8,536万5千円、それぞれ黒字となりました。

そのほかの特別会計については、一般会計繰入金で調整を行い、収支同額となっています。

次に、基金について申し上げます。

それぞれ基金の設置目的に沿った経費の財源として、合計7億3,725万2千円を取り崩しましたが、財政調整基金、減債基金などに、合計8億5,618万3千円を積み立てたことから基金残高は9億7,045万1千円で、前年度末に比べて、1億1,893万1千円の増額となりました。

これらの基金については、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、広報・広聴事業について申し上げます。

多様な媒体による広報の推進を図るため、7月

1日より民放放送のデータ放送から、本市の行政情報を取得できるサービス「地デジ広報」を開始しました。市民自らが情報を取得できる環境の構築により、一人でも多くの方へ情報が届くよう努めてまいります。

次に、男女共同参画社会の形成について申し上げます。

名寄市男女共同参画推進委員会の取組として、7月29日に名寄商工会議所定例議員会の場において、男女共同参画とジェンダー平等に関する講演会が行われました。

今後も委員会との連携による、積極的な啓発活動を行ってまいります。

次に、交流活動の推進について申し上げます。

ロシア連邦ドーリンスク市との交流事業については、友好都市提携30周年を記念し、6月29日に大学公園内の「友好の広場」モニュメント・時計塔のリペイント事業を行い、近い将来の再会と交流の深化を願いました。

台湾との交流事業については、名寄日台親善協会から台湾産パイナップルの寄贈をいただきました。パイナップルは、市内保育所や幼稚園の給食、名寄市立大学の学生食堂などで提供させていただき、食を通じて台湾を身近に感じてもらう機会となりました。

次に、移住・定住について申し上げます。

「名寄市移住促進協議会」では、8月2日から移住体験ツアー1件の受入を行いました。農業にも関心を持たれていることから関係部署と連携した対応を行い、本市への移住及び就農を検討していただけるよう努めてまいります。

また、協議会をはじめ地域の方々に御協力をいただき、本市の暮らしの魅力を発信するプロモーション動画の制作を進めており、夏・冬の撮影を経て、年度内の完成を目指しています。

そのほかの事業については、新型コロナウイルス感染症の状況をみながら手法を検討し、移住・定住の推進、関係人口の創出に向けて、関係機関

と連携して取り組んでまいります。

次に、健康の保持増進について申し上げます。

新型コロナワクチン接種については、8月18日現在の満12歳以上の記録住民24,342人に対し、1回目の接種を終えている方が15,239人、2回目の接種を終えている方が11,555人であり、12歳以上の市民の62.6パーセントが1回目の接種を終えている状況です。中でも国が7月末を接種終了の目標としていた65歳以上の高齢者向け接種については、9割を超える接種率であり、希望された方は2回の接種を終えているところです。また、8月からは、64歳以下の市民の方への接種も始まっています。

今後も、市内医療機関の御協力をいただきながら、希望されるすべての市民の方への接種を速やかに進めてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

市立総合病院の第1四半期における患者取扱状況については、入院患者数は延べ2万2,544人で、前年比1,140人、率にして5.3パーセントの増加、また、外来患者数は、延べ5万3,687人で前年比3,283人、率にして6.5パーセントの増加となっています。

医業収益については、一般科と精神科を合わせた入院収益は13億7,686万円で前年比8,334万円、率にして6.4パーセントの増加、また、外来収益は6億5,489万円で前年比4,469万円、率にして7.3パーセントの増加となっています。

この結果、入院収益と外来収益の合計額は、20億3,175万円となり、前年比1億2,803万円、率にして6.7パーセントの増加となっています。

患者数や医業収益は、新型コロナウイルス感染症の発生状況により変動しますが、第2種感染症指定医療機関として、引き続き、国や道の要請に基づき、ワクチン接種も含めた感染症対策に取り組んでまいります。

次に、高齢者施策の推進について申し上げます。

高齢者への相談対応については、新型コロナウイルス感染防止対策として、電話相談を中心に心身の状況や生活実態の把握、必要な支援への利用につなげてきましたが、新規相談や支援を継続している高齢者に対しては、訪問による面談対応も行っているところです。

また、7月からは、フレイル予防として、自宅で取り組める運動を動画で紹介する「レッツ楽トレ！シリーズ」を開始しました。

今後も感染予防対策を継続し、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう取組を進めてまいります。

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

本年度、税制改正に伴い、基礎控除額を33万円から43万円に改正したほか、低所得世帯に対する軽減判定基準についても改正を行いました。

当初賦課の状況は、加入者数が5,253人で、前年度比94人の減、世帯数は3,464世帯で、前年度比17世帯の増となっています。

軽減の対象は、7割が1,167世帯、5割が587世帯、2割が453世帯となり、全体では国保加入世帯の63.7パーセントにあたる2,207世帯となりました。

今後も医療費の適正化など加入者の負担軽減につながる取組を進め、市民の皆様が安心できる医療保険制度を確立するため、事業の円滑な運営に努めてまいります。

次に、消防行政について申し上げます。

本年1月から6月までの上半期における火災及び救急・救助出動状況については、火災出動件数は8件で、前年と比較して5件の増となりましたが、火災による負傷者は発生していません。火災種別では、建物火災6件、車両火災1件、そのほか1件となっています。

救急出動件数は547件で、前年と比較して46件の増、事故種別では、急病374件、一般負傷72件、転院搬送49件、交通事故31件、そ

のほか21件となっています。

救助件数は19件で、前年と比較して9件の増、交通事故によるもの6件、そのほか13件となっています。

火災予防については、春の火災予防運動において「商業施設での広報活動」などのほか、新たな取組として「協力事業所と連携した車両による防火パレード」を行い、より多くの市民へ火災予防を呼びかけました。

また、住宅防火対策については、日本消防機器協会が実施する「住警器等配布モデル事業」の決定を受け、住宅用火災警報器100個や防火製品が贈呈されました。住宅用火災警報器は、名寄市町内会連合会、名寄市消防設備協会及び消防団と連携し、9月から随時、65歳以上の単身世帯などに設置する予定です。

今後も、住宅用火災警報器設置・維持管理対策実施計画に基づき設置率の向上と適切な維持管理に取り組んでまいります。

次に、防災対策の充実について申し上げます。

本年度の防災訓練については、7月21日に名寄市広域防災訓練「WIT-aなよろ（課題を見つける物資輸送訓練）」と「名寄市防災訓練」を同日に並行して実施しました。

名寄市広域防災訓練では、上川北部8自治体と陸上自衛隊及びヤマト運輸株式会社などの協力により、避難者への物資支援を本市の物流拠点から、陸上自衛隊の車両で各自治体の1次集積所に輸送し、引き続きヤマト運輸株式会社の車両にて、それぞれの避難所に物資を配送する官民一体となった訓練を実施し、物資輸送における課題の発見と支援物資の配送要領などについて理解を深めました。

また、名寄市防災訓練では、住民参加型の避難訓練として風連地区3町内会の協力により、コロナ禍における水害を想定して実施しました。

参加者自らが避難に関する課題を確認することや、名寄河川事務所からマイタイムラインの作成

について学び、自助・共助力の向上が推進されるとともに、災害時の避難所運営への理解が深まりました。

さらに、陸上自衛隊の炊き出しの試食や、名寄消防署の装備品展示なども行い、防災意識の高揚が図られました。

引き続き、関係機関と連携した防災活動を推進するほか、市民の防災・減災意識の向上と啓発を図ってまいります。

次に、交通安全対策について申し上げます。

7月13日から10日間、「夏の全国交通安全運動」として、関係団体や地域住民の御協力をいただきながら、街頭啓発や早朝パトロール、パトライト作戦などを実施しました。

また、関係機関との連携により、7月11日には飲酒運転の根絶、8月1日にはバイク安全運転についての啓発活動を、道の駅「もち米の里☆なよろ」において実施しました。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗団地旧住宅の解体工事を6月に、風舞団地の長寿命化改善工事と緑丘第1団地5号棟改修工事の実設計委託業務は7月に、それぞれ着手しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安定した給水を確保するための老朽管更新工事については、風連南2丁目線老朽管更新工事ほか2路線が完成しており、道道西風連名寄線老朽管更新工事を8月中旬に着工しました。

また、第2期拡張事業である陸上自衛隊名寄駐屯地への配水管新設整備工事については、8月に完成しました。

次に、下水道事業について申し上げます。

老朽化した施設の改築工事については、名寄下水終末処理場管理棟建築施設更新工事と、昨年度から実施している雨水ポンプ設備の2台目のポンプ更新工事に着手しています。

公共枮取替工事については、7月下旬に50カ所の取替が完了しています。また、公共下水道ス

トックマネジメント計画に基づく管渠更生工事は、7月に着工し、総延長50メートルの整備を進めています。

個別排水処理事業については、農村部において5基の合併浄化槽の整備を進めています。

次に、道路の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金により整備を進めている南3丁目通は8月に完成しています。徳田18線緑丘連絡線は5月に、豊栄西12条伸通は8月に着工しています。また、新規路線の北3丁目通と南10丁目右伸通については、10月に入札を予定しています。

本市単独費により整備を進めている南1丁目通の改良舗装工事は8月に着工しています。

次に、橋梁の整備について申し上げます。

名寄市橋梁長寿命化修繕計画に基づき整備を進めている智南4号橋と八千代橋の修繕工事、東橋をはじめとした54橋の近接目視点検及び見晴2号橋と相生橋の実設計は7月に着手しています。

また、ラカン沢5号橋の修繕工事については9月に入札を予定しています。

次に、地域公共交通について申し上げます。

令和4年春のダイヤ改正に合わせた、宗谷本線東風連駅移設・名寄高校駅設置に伴い、利用者の大半を占める名寄高校通学生の利便性の向上及び新たな利用者の確保による利用促進を図るため、8月6日にJR北海道島田修社長に対し、「快速列車の停車」並びに「登下校や部活動等の時間に合わせたダイヤ編成」について要望書を提出しました。

次に、農業・農村の振興について申し上げます。

基盤整備については、ちえぶん地区をはじめ、道営事業2地区において、本年度すべての工事発注が終了し、整地工や暗渠排水及び排水路の整備など、順調に進捗しています。

次に、主要農作物の生育状況などについて申し上げます。

8月15日現在の状況は、水稲では、もち米・

うるち米ともに平年より早く進んでいます。

畑作物では、秋小麦・春小麦は、収穫量は平年並みですが品質は細麦によりやや不良となり、現在調製作業を行っています。大豆については、全体的に生育は平年並みで推移していますが、播種時期によるばらつきがあり一部で遅れが見られ、スイートコーンや南瓜などで、高温少雨による影響を受けて生育不良が発生しています。

また、収穫を終えたアスパラガスについては、JAへの出荷量は昨年と同水準でしたが、高規格品の割合が高く価格も高めで推移しました。

畜産では、母子里牧場の電気牧柵設置工事について7月2日に工事着手をし、9月末の完成を予定しており、哺育・育成センターと連携した育成環境の充実を図ってまいります。

次に、多様で持続可能な農業経営の促進について申し上げます。

農地の流動化では、地域において中心経営体への農地集積を図るため、各地域での協議結果を基に「人・農地プラン」の見直しを行いました。今後も計画的な農地集積に向け、情報の提供など農業委員会の協力を得ながら、取組を推進してまいります。

外国人技能実習生の代替人材の確保状況では、農業者が個別で確保に取り組むとともに、JAにおいて人材派遣事業者を紹介し今後の収穫期に合わせた取組が進められています。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。

8月17日現在の捕獲状況は、エゾシカで昨年度の457頭に対し51頭少ない406頭、アライグマは355頭に対し190頭少ない165頭の捕獲を行ってきたところです。引き続き関係団体と連携し捕獲活動など、農業被害防止に取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策について申し上げます。

本年度のヒグマ出没情報は、8月18日時点で、目撃が26件、痕跡が28件で合計54件の出没報告を受けており、昨年の出没総数より17件多

い出没状況となっています。引き続きホームページなどによる出没状況の提供はもとより、一層の注意喚起など、関係団体と連携し、被害防止対策に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

「名寄市ずっと住まいる応援事業」については、市民の住宅改修ニーズに応える制度として好評を得て、7月30日に本年度予算額3千万円に達し、交付申請の受付を終了しました。申請件数は、前年の総件数より13件少ない161件でした。

新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策では、本年5月に要綱の一部を改正し、融資要件の緩和などを行った「新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」については、7月末時点で17件の申請があり、融資額で1億1,950万円、預託額で5,975万円となっています。

国の緊急事態宣言及び北海道の営業時間短縮の要請などが発出される中、売上が減少した事業者を支援する「名寄市地元企業サポート給付金」については、6月18日から申請受付を開始し、7月末時点の給付件数は191件、給付額は5,568万円となっています。

また、地域経済の回復を図るため、市民などの消費喚起を促進するプレミアム付き商品券事業について、実施時期や販売方法などを経済団体と連携しながら検討しているところです。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況、国や道の施策、市の経済状況を注視しながら必要な対策を講じてまいります。

昨年2月に名寄市中小企業振興審議会に諮問した「名寄市商工業振興基本計画（仮称）」については、6月25日に「名寄市はばたく中小企業基本計画」（案）を答申いただくと同時に、条例化を強く希望するという付帯意見をいただきました。本市としましては、この付帯意見を重く受け止め、8月3日から9月3日まで条例化に向けてパブリックコメントを実施しているところであり、終了後速やかに、名寄市中小企業振興条例の全文改正

を提案させていただく予定でありますので、御審議よろしくお願いたします。

王子マテリア株式会社名寄工場生産品集約に係る雇用対策については、ハローワーク名寄において、工場稼働停止後に地元に残るため転職を希望する方への支援として、7月8日から求人の確保などの取組を始めました。対策本部としては、地元で再就職を希望する工場従業員の皆様、そして求人する地元事業者におかれましては、是非、ハローワーク名寄に御相談いただきたいと思っております。

次に、労働関係について申し上げます。

ハローワーク名寄管内における6月末の雇用情勢について、求職者に対し求人数が上回る状況が継続しています。

また、若年層の持続的な雇用の確保がより一層重要となっていることから、7月21日、名寄公共職業安定所長、上川総合振興局長、上川教育局長と本市の4者で名寄商工会議所に対し、来春の新規学卒者の積極的な求人や円滑な採用を求める要請行動を行ったところです。

引き続き、関係機関と連携し、新型コロナウイルス感染症が雇用情勢に与える影響にも注視しつつ、雇用の安定と就職活動の支援に努めてまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

次期観光振興計画の策定に向け、6月に市民、外部専門家、庁内関係職員からなる策定委員会を設置・開催し、7月には市民アンケートを実施しました。また、8月19日には外部専門家が来名され、第2回策定委員会において、市民アンケートの結果などを踏まえ活発な議論を行ったところです。

7月12日に地域おこし協力隊・地域振興支援員として森和季さんを任用しました。森さんはなよろ観光まちづくり協会を拠点に地域の観光情報の取得や体験型観光商品の企画・販売・運営などに携わっていただき、将来的にはオールラウンド

な観光ガイドとして、本市の資源を生かした観光誘致に取り組んでいただけることを期待していません。

ひまわり観光については、道立サンピラーパークのひまわり畑において、ひまわりボランティアとして市民の皆様に協力をいただき、除草作業や環境整備を行いました。また、8月1日から22日の間には、消毒や検温、ソーシャルディスタンスの確保など十分な感染症対策を講じながら「なよろひまわりまつり」を開催し、30万円相当の特産品が賞品となった「ひまわりスタンプラリー」や「ひまわりのラッピングプレゼント」などを実施しました。

「てっし名寄まつり」は代替の特別企画として、小学生以下の子どもを対象に、おもちゃ花火の配布及びうちわイラストコンテストを行い、8月1日には、20時からサプライズで打ち上げ花火を実施し、夏の夜空に打ち上がる花火の大輪を鑑賞していただきました。

ふうれん望湖台自然公園では、7月17日にヒグマの目撃・出没情報があったことから、速やかに巡回強化等対策を行いました。状況の改善が認められず、お客様の安全を第一に検討した結果、7月21日以降、本年度の施設利用を休止しました。

なよろ温泉サンピラーについては、平成30年度に実施した基本設計を基に、温浴施設を先行的に改修するための実施設計を、施設を管理運営する名寄振興公社の意見を聞きながら、進めているところです。

次に、小中学校教育の充実について申し上げます。

確かな学力を育てる教育の推進については、5月27日に本市の小学校6年生189人と中学校3年生221人が令和3年度全国学力・学習状況調査に参加しました。同調査の結果はまだ提供されていないことから、各学校において採点した結果を踏まえ、2学期以降の子どもの教育指導の改

善策を講じる取組を進めています。

また、名寄市学校教育情報化推進委員会と名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育指導の充実に関する研究グループが連携し、GIGAスクール構想に位置付けられている端末の操作などに係る研修や名寄南小学校を会場に、ICTを活用した指導方法などの改善を図る研修を行いました。

今後は、ICTを効果的に活用した授業研究などを通じて、主体的・対話的で深い学びの実現に資する授業改善を推進してまいります。

豊かな心を育てる教育の推進については、7月21日に名寄中学校において、いじめの根絶に向けた名寄市小中高いじめ防止サミットを開催しました。

同サミットでは、いじめを許さない意識と態度を育むため、全小中学校、高等学校の児童会・生徒会の代表者が一堂に会し、「いじめ防止宣言」と自校の計画と照らし合わせながら、各学校のいじめ根絶にむけた活動計画の良さや工夫している点などについて話し合いました。

また、今回、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見・差別をなくすため、「名寄市小中高コロナいじめゼロ宣言」を採択しました。この宣言についてはポスターにして市内の各学校や公共施設などに掲示し、地域全体でいじめ防止に向けた取組に役立てています。

健やかな体を育てる教育の推進については、7月上旬までに市内の全小・中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」を実施しました。

今後は、各学校及び教育改善プロジェクト委員会が、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、児童生徒の体力や運動能力などにより一層の向上を図るため、2学期以降の体育指導を充実させる取組に生かしてまいります。

特別支援教育の推進については、6月4日に名寄市特別支援連携協議会第1回専門委員会議を書面にて開催し、本年度の取組について協議しまし

た。また、6月24日に第1回名寄市特別支援教育コーディネーター研修会を開催し、困り感を抱えている児童生徒に対する適切な支援のあり方についての研究を深めました。

社会の変化に対応する力を育てる教育の推進については、5月31日に名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育研究（研修）の充実に関する研究グループが第1回スクールリーダー研修会を開催しました。とりわけ、児童生徒が自分のよさに気づき、将来の夢や目標の実現に向かって学び続けることができるよう、キャリアパスポートを活用した指導方法や指導内容のあり方などについて研修を深めました。

信頼される学校づくりの推進については、7月14日に市内すべてのコミュニティ・スクールに配置した地域コーディネーターの研修会を実施しました。研修会では、地域コーディネーターの役割や実務などについて理解を深めました。今後は、統括地域コーディネーターと各地域コーディネーターが連携し、地域と学校が協働して子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の一層の充実に努めてまいります。

小中一貫教育については、5月13日に「第1回智恵文小中一貫教育合同会議」が開催され、系統性・連続性を強化したカリキュラムの編成について協議が行われました。また、6月8日に「風連地区第1回小中一貫教育推進委員会」が開催され、統一した学校評価や共通した学校いじめ防止基本方針に係る協議が行われました。

また、6月25日に「第1回名寄市小中一貫教育校合同連絡会議」を開催し、智恵文地区と風連地区における小中一貫教育の推進体制や推進状況などに係る意見交流を行うなど、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の充実を図る取組を進めています。

学校における働き方改革の推進では、6月16日に名寄市教育改善プロジェクト委員会の教育経営の充実に関する研究グループにおいて、各学校

の働き方改革の取組状況などについて協議し、実感を伴う働き方改革の取組の一層の充実を図っています。

智恵文義務教育学校の施設整備については、現在、来年度からの改築、改修工事に向けた実施設計業務を行っています。

また、名寄中学校、名寄東中学校の施設整備については、校舎などの耐力度調査を行っており、この後、耐震化などの施設整備に向けた検討を進めてまいります。

学校給食については、これまでも地元産の新鮮な野菜などを積極的に使用しており、8月には地元産「メロン」などの特産品や旬の食べ物を提供し、児童生徒の好評を得ています。

今後も、給食センターの衛生管理や食材の安全確認を徹底し、安心安全な学校給食の提供に取り組んでまいります。

次に、高等学校教育の充実について申し上げます。

名寄市内高等学校魅力化推進委員会では、名寄高校と名寄産業高校が統合再編する新設校が魅力ある高校となるよう協議を行っているところです。名寄高校、名寄産業高校の先生方で構成されている統合推進委員会とも十分に連携し、市内の高校の未来を考える取組を進めてまいります。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

名寄市立大学への理解を深め、進路決定の参考としていただくオープンキャンパスを7月3日と8月1日に実施しました。7月3日に実施した1回目のオープンキャンパスは新型コロナウイルス感染症対策からオンラインにより行い、動画配信に高校生125人、オンライン個別面談に25人の参加がありました。

8月1日に実施した2回目のオープンキャンパスは、来場型で午前の部、午後の部に分けて行い高校生206人、保護者150人の参加がありました。

各学科教員による模擬授業や学生との交流、保

護者には「なよろを観る」バスツアーにて、在学生の生活スポットや実習先など各所を巡り、本学及び本市の魅力を伝えました。

また、6月29日から学生・教職員及び家族、学内で働く関係者、先行接種者の合計1,200人を対象とした職域接種を3号館体育館にて開始しました。学内の医師免許を有する教員、看護師免許を有する教員、名寄市立総合病院からも医師派遣の協力を得て実施してきています。

2回目の接種を8月13日に終え、8月中旬から感染対策を十分講じながらサークル活動を再開し、9月の後期授業からは、可能な限り対面授業を増やすなど活気に満ちた学生生活を送れるよう取組を進めてまいります。

次に、生涯学習社会の形成について申し上げます。

市民文化センターの休館により中断していた名寄ピヤシリ大学の活動は、7月6日、道民カレッジと連携した公開講座の開催から再開しています。

6月21日から23日には、市民講座「みそ・こんにゃく作り教室」を開催しました。10人の参加者は米麴からのみそ作りを学びました。

次に、市立名寄図書館について申し上げます。

夏休みの企画として、「一日司書体験」「夏休みの工作」など、子ども向けの行事を開催したほか、北海道教育庁などが行う「本を読んでファイターズを応援しよう」キャンペーンに参加し、読書への関心を高めました。

「名寄市子どもの読書活動推進計画」については、本年度が第3次計画の最終年度にあたることから、第4次計画の策定作業を進めるため、7月21日に庁内策定委員会を立ち上げました。

さらに、8月18日には「市民ワーキンググループ」を組織し、これまでの子どもの読書活動に関する検証と今後の取組について検討しました。

次に、なよろ市立天文台について申し上げます。

6月22日から幼稚園児や保育園児を招いて、七夕の短冊の飾りつけイベントを行いました。プ

ラネタリウムでは、七夕にまつわる星々の投影や「名寄本よみ聞かせ会」の御協力により、紙芝居の読み聞かせを行い、子どもたちに楽しんでもらいました。

また、8月12日と13日には、ペルセウス座流星群観望会を開催しました。

天候に恵まれて、97人の来館者が流れ星を楽しみました。また、インターネット中継には13万アクセスがありました。

次に、家庭教育の推進について申し上げます。

7月18日に、家庭教育学級合同研修会「Bean's ピアノ&エレクトーンコンサートーおながくであそぼうー」を開催しました。会場のスポーツセンターでは14組39人、オンライン配信では3組7人の親子が、音楽や歌を通じて親子のコミュニケーションを深めました。

次に、生涯スポーツの振興について申し上げます。

スポーツ施設の整備については、水捌けが悪く利用に支障を来していた市営のテニスコートのグリーンサンドコートの暗渠整備工事を行い、競技環境の改善を図りました。

スポーツ振興事業については、Nスポーツコミッションが主催する第2期ジュニアスポーツアカデミーが7月8日に開校されました。今期は、北海道味の素株式会社からスポーツ栄養に関するサポートを受けるなど、内容の充実が図られています。

阿部雅司校長のもとで、小学生を中心とした11人のアカデミー生は、スポーツに関する知識を高めながら来年2月まで活動を行います。

また、スポーツによる市民の健康づくりについては、昨年に引き続き「健康」と「食」をテーマにしたイベント「街なかウォーキング」の定期開催を計画しており、第1回目は7月22日に開催されました。新たな取組として、なよろ観光まちづくり協会との共催による「街なかサイクリング」も同時に開催し、幅広い世代の市民が運動と

地元食材を使用したお弁当を楽しみながら健康づくりに取り組みました。

スポーツ大会の開催については、2年振りとなる「サンピラー国体記念サマージャンプ大会」が開催され、大会当日のみならず、直前合宿から多くの選手・コーチが本市を訪れました。

また、合宿推進事業の課題となっていた夏期のスポーツ合宿については、名寄地区サッカー協会、名寄高校サッカー部、名寄旅館組合の御協力をいただきながら、夏休み期間中に「2021高校サッカーフェスティバル in なよろ」を開催しました。

市内外から5校の参加があり、今後は参加者からの意見も伺いながら検証を行い、次年度以降、合宿誘致の拡大につなげてまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

6月26日から27日にかけて、子ども会育成連合会と共催のリーダー養成事業「わくわく！体験交流会」が開催されました。参加した児童生徒15人は、大雪青少年交流の家で高校生シニアリーダーのサポートのもと、ウォークラリーなどのアウトドア活動を体験しました。

次に、青少年センターについて申し上げます。

7月26日に名寄警察署の協力を得て、北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査を実施し、青少年に対して有害となる図書・DVD・刃物などの販売状況の確認やカラオケボックスにおける青少年深夜入場禁止の指導を行いました。

次に、地域文化の継承と創造について申し上げます。

7月5日に、市民文化センターEN-RAYホールにおいて、なよろ舞台芸術劇場実行委員会主催による本年度最初の公演「T-SQUARE 北海道サーキット2021」が開催されました。新型コロナウイルス感染症対策による座席数の制限はありましたが、来場者はプロの音楽に触れ、感動を共有しました。

次に、北国博物館について申し上げます。

7月22日から8月24日の期間中、特別展「カブトムシとクワガタムシ」を開催し、多くの子どもたちや家族で見学する姿が見られました。

また、夏休み体験講座として、8月6日に「名寄川水質調査」を開催しました。水生生物の観察を通じ、郷土の自然を伝える機会を提供しました。

最後に、固定資産税・都市計画税の課税誤りについて申し上げます。

市内1事業所の増築部分の構造について、鉄骨造と判定すべきところを鉄筋コンクリート造とした錯誤による課税誤りがございました。

本件につきましては、地方税法、名寄市税条例及び名寄市固定資産税過誤納金返還支払要綱の規定により「帰責事由が全面的に市に属するもの」となることから、納税者の不利益を救済するために、過大徴収となっていた平成12年度から21年間分の還付金、還付加算金など、合わせて1,047万2,808円を返還することを御報告申し上げます。

当該事業者様には、御迷惑をおかけしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。また、市民の皆様のご信頼を損ねる形になりましたことに重ねてお詫び申し上げます。

本事案を重く受け止め、本定例会で、自身の責任の所在を明らかにさせていただきたいと思っております。

今後は、再発防止に向け、適正な事務処理に努めてまいりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げます。

○議長（東 千春議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（東 千春議員） 日程第5 議案第1号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを

議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第1号 デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年9月1日に施行され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正をされることに伴い関係する条例3本を一括して改正をするため、本条例を制定しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第6 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部

改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第2号 名寄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第3号 名寄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、これら条例の一部改正をしようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、議案第2号外1件の一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより議案第2号外1件の一括採決を行います。

議案第2号外1件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号外1件は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第7 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第4号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、名寄市病院事業、名寄市立総合病院及び名寄東病院の年末年始の休診日について、地域住民の利便性の向上や関係機関との連携を高めることを目的に、国、道や多くの企業などの休日と同じく12月29日から翌年の1月3日までの6日間に変更するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第8 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第5号 名寄市過疎地域持続的発展市町村計画について、提案の理由を申し上げます。

本年4月1日施行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく本市における過疎対策を推進するための計画について今般北海道との協議を経てまとめましたので、同法第8条第1項の規定に基づき市議会の議決を求めるものでございます。

なお、計画の概要につきましては、総合政策部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） 追加説明を石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） それでは、私から本計画の概要について申し上げます。

過疎対策につきましては、平成12年度から令和2年度までの21年間にわたって過疎地域自立促進特別措置法に基づき実施されてきたところですが、このたびは過疎地域の自立に向けて持続的発展を実現することが重要であるとの認識に立った上で、過疎地域が地域の実情に応じて実施する施策に対し特別措置を講じるため、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。本計画は、新たな過疎法に基づき令和3年度から令和7年度までの5年間の計画期間として策定するもので、本計画に登載された事業については財政上の優遇措置が講じられるいわゆる過疎債、こちらを活用できることから、本市の最上位計画である総合計画に登載されている事業や今後のまちづくりに資する事業など幅広く掲載しているところであります。また、過疎対策の実効性を高めるために目標値の設定と達成状況の評価に関する事項、こちらの記載を盛り込むこととされたことから、総合計画及び総合戦略に登載している成果指標から過疎地域の持続的発展に資する成果指標を選定し、目標値として掲載したところであります。

なお、総合計画、総合戦略につきましては令和4年度までの計画であることから、今後策定予定の総合計画後期基本計画に登載された成果指標を

過疎計画の目標値として変更することを予定しております。

本計画の内容につきましては1、基本的な事項から13、その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの13項目で構成しており、さきの議員協議会において御説明をさせていただきました内容から北海道との協議やパブリックコメントを経まして、一部文言修正を行った内容となっております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第9 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第6号 令和3年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款にわたる臨時的経費を中心に補正をしようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ1億591万9,000円を追加し、

予算総額を220億9,497万3,000円にしようとするものでございます。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費におきまして賦課徴収費1,047万3,000円の追加は、固定資産税、都市計画税において建物構造の登録錯誤により過誤納が生じていることが判明したことから、地方税法並びに名寄市税条例、名寄市固定資産税過誤納金返還金支払要綱に基づく償還金を追加しようとするものでございます。

4款衛生費におきまして予防費2,401万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に際しワクチン接種に従事をする医師、看護師等の派遣委託料、事務員の時間外手当等の経費を追加しようとするものでありまして、財源についても同額を国庫補助金にて予算計上しております。

10款教育費におきまして文化財保護費1,760万円の追加は、当市の指定文化財である名寄教会会堂半地下階の改修工事に対し、名寄市文化財保護条例の規定に基づき経費の一部を補助しようとするものでありまして、財源については道補助金にて880万円の予算を計上しております。

次に、歳入について申し上げます。事業費の追加などに伴う特定財源を計上したほか、収支の調整を前年度繰越金で実施をしようとするものでございます。

次に、第2表、債務負担行為補正では、ふうれん地域交流センター南側にJA道北なよろが整備をした駐車場の整備費の一部を負担することにより、イベント開催時等における駐車場不足に対応しようとするものでございます。

第3表、地方債補正は、臨時財政対策債について限度額を変更しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

佐久間誠議員。

○4番（佐久間 誠議員） それでは、議案第6号、3ページ、2款総務費、2項徴収費、補正額1,047万3,000円について、これ10ページ及び11ページの総務費の2項徴収費、1目賦課徴収費に関してであります。これ先ほど報告の中の最後で、行政報告の最後で加藤市長が触れられておりました市内店舗の課税徴収の誤りについて21年間で約1,000万円固定資産税の課税徴収に誤りがあったということでの利息分含む返金と理解しておりますが、こうなった、この課税誤りに至った原因と発覚の経過についてお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 本件の課税誤りの原因につきましては、登記では鉄筋コンクリート造と表記をされておりまして、北海道の評価通知書では鉄骨造と表記に違いがある状況となっております。この場合、課税を行う際には北海道の評価通知書に基づきまして鉄骨造と課税するのが、登録するのが適正となっておりますが、今回は登記簿に基づいて誤って登録したことが原因となっております。

また、21年間これまで発覚しなかった原因につきましては、家屋評価では途中で用途や課税面積が変わることはございますが、構造が変更されるというのは登記事項に変更が生じた場合に限りられておりまして、ほとんどが当初賦課のまま据え置かれているといった状況となっております。今回発覚しましたのは、今年の7月に当該事業所の税理士法人のほうから固定資産評価審査申出書の提出を受けまして、調査を行いましたところ、誤りが判明した状況となっております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 今部長の御答弁で鉄筋コンクリート造りのものが鉄骨造りであったということや、それから固定資産課税評価審査申出書、これが送付されたというようなことで発覚に至ったという内容について理解をいたしました。

それで、21年前の当時の市の担当者のミスでありますけれども、この課税徴収の誤りが判明して、やはり市民の信頼が揺らぐことにつながっていくというようなことで、同じようなケースがほかにもないのかどうか。特にこの問題を受けて、例えばサンプル的に抽出して何か確認をすることとかできないものかどうかという疑心暗鬼の点も残るわけでありまして。それで、再発防止に向けた今後の対策について周知されたことや、あるいは話し合われたことなどがあれば、お伺いしたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 今回の事例を踏まえまして、同じような客体160体について再調査を行っております。その中では、同様の税額変更にあたる事案はないということを確認しております。また、今後の再発防止という点につきましては、現在は家屋評価システムが導入されておりまして、北海道からの通知書をもって課税情報の入力を行うこととしておりますので、登記と異なる場合には道税事務所などに確認を行いまして、入力、決定をしております。また、内部マニュアルは作成しておりますが、今回のことを踏まえまして新たに台帳登録の考え方というのを明文化し、見解の統一を図ってまいりたいと考えております。

○議長（東 千春議員） 佐久間議員。

○4番（佐久間 誠議員） 分かりました。

それぞれ再調査などもやられているということではありますが、最後になりますけれども、こうした固定資産税の徴収ミスというのはほかの自治体にも起きていることでありまして、例えば直近で近隣の自治体でも路線価の入力ミスによるものについてもこれは報道されておりました。これは、業務は担当者が一人で行っていたことなどが新聞報道で明らかになっているわけでありまして。それで、これまで総務省では課税事務の検証、固定資産評価委員及び補助員の専門知識及び能力の向上、納税者への情報開示の推進、固定資産評価委員会

の組織運営の中立性の確保などの対策を取るよう過去に総務省通達の中で示しているところがありますが、釈迦に説法のきらいはあるわけでありまして、この原則的なところからぜひ誤りのないように担当のところでも点検をいただきたいということをお述べまして、終わります。

○議長（東 千春議員） 川村幸栄議員。

○10番（川村幸栄議員） ただいまの2款総務費、賦課徴収費の市税還付に関してお尋ねをしたいと思います。

今御説明がありました。この21年間そのまま見過ごしてしまったというところがやはり市民の方からも声が出ているところでもあります。それで、今御説明がありましたけれども、例えばその途中で点検する機会はなかったのかなというふうな思いがあります。というのは、例えば課税台帳の保管、10年というふうに言われています。その後廃棄すると言われてはいますが、当市においてはどのようにされているのか、それをお聞きしたいと思います。こういった一区切りがついたときの点検も必要だったのではないかなというふうに思いますし、今佐久間議員からもありましたように、過大徴収の事例というのは他市でもあるというふうに報道もされています。そのときに当市ではどうなのかというチェックをしてみる、そういった機会もあったのではないかなというふうに私は考えるのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） チェックする機会がなかったのかという御質問をいただきました。先ほど申し上げましたように、なかなか、今回は特に構造の部分ということで間違いがあったということで、課税面積ですとか用途の関係ですと確認をする機会というのがございますけれども、構造についてはどうしても初めに登録してしまったのがそのまま残ってしまい、確認の機会がなかったという部分では大変申し訳なく思っております。

また、資料につきましては、私どものほうでは名寄市のほうで条例に基づき返還要綱を持っておりまして、これまでの説明にもございましたように、帰責事由が市にある場合については全額返還するという部分がございますことから、長期にわたって保存はさせていただいております。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 今ちょっと最後のほうが聞き取りにくかったのですけれども、課税台帳は長期にわたって保存はしていないというふうにおっしゃったのですか。保管が10年ということとその後廃棄というふうに、いろいろ調べたらそういうふうにはなっていて、当市がどうなっているのかちょっと確認できなかったのですが、その点をもう一回お聞きをしたいというふうに思うのです。

それで、21年間、この要綱でいうと市側が全面的にというときには20年という期間も超えていいのだというふうな書き方をされていました。この部分について市民の方の中にも例えば、今回は事業所さんということもありまして、税理士さん等がいらっしゃっていて、詳しい方がいて分かったのかもしれない。ただ、個人であったらばどうだったのかというような、そんな不安の声もあります。なかなか資料を保管しておけないというのがあります。そういった部分でのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 先ほどの資料の関係につきましては、本市の返還支払い要綱に基づきまして全額返還するということになっておりますので、資料は保管しております。

また、今回事業所について20年以上にわたる返還という部分になりましたけれども、これが一般の方がというケースにつきましては全く同じ考え方となっておりますので、御理解お願いいたします。

○議長（東 千春議員） 川村議員。

○10番（川村幸栄議員） 保管しているというふうに確認させていただきました。ということは、例えば個人の方が調べてもらいたい、どうなのだろうかと不安に思ったときには調べていただくことが可能というふうに受け止めていいのだというふうには私は思ったのですけれども、それでいいのかどうか最後にお答えをいただきたいと思います。先ほど佐久間議員の質疑の中でもありました市長からの報告の中でも、今後適正な事務処理に努めていくというふうにおっしゃっていただきました。本当にここ数年来やはり信頼を損なうことが度々あった中でありますので、今後の対応を強く求めて、終わりたいと思います。お答えください。

○議長（東 千春議員） 宮本市民部長。

○市民部長（宮本和代君） 知る機会といえますか、市民の方のほうに毎年納税通知書をお送りしております。その中には課税明細書が入っております。金額ですとか構造ですとか年数ですとか、そういった情報が全て入っております。その後縦覧期間ということでその内容に不満、不服ですとか不審な部分がある場合にはこちらのほうに、担当のほうに御連絡いただいたり、お話しただければ、私どものほうで確認をさせていただくような流れになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第10 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第7号 令和3年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ560万円を追加し、予算総額を2億2,075万5,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款総務費におきまして一般管理事業費460万円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種に際し医師、看護師への報酬、ワクチン接種に係る往診等の業務に使用する車両の更新費用を追加しようとするものでございます。

2款医業費におきまして医療用消耗機材整備事業費100万円の追加は、ワクチン接種に係る診療材料等の購入費用を追加しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。1款診療収入におきましてワクチン接種業務委託金を計上し、4款繰入金にて収支の調整を図ろうとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第11 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第8号 令和3年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ1,516万4,000円を追加し、予算総額を27億1,537万8,000円に、サービス事業勘定・名寄におきまして歳入歳出それぞれ381万2,000円を追加し、予算総額を3億7,600万8,000円にしようとするものでございます。

補正の内容を保健事業勘定の歳出から申し上げます。6款諸支出金におきまして令和2年度介護給付負担金等の精算に伴う返還金などとして1,516万4,000円を追加し、歳入では9款繰越金におきまして1,516万4,000円を追加し、収支の調整を図ろうとするものでございます。

続きまして、サービス事業勘定・名寄について歳出から申し上げます。清峰園におけるICT導入事業実施に伴い、2款事業費におきまして委託料を381万2,000円追加をし、財源につきましては同額を一般会計繰入金にて予算を計上しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第12 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第9号 令和3年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,062万5,000円を追加し、予算総額を8,414万2,000円にしようとするものであります。

補正の内容を歳出から申し上げます。1款衛生費におきまして食肉センター管理事務費2,062万5,000円の追加は、設備の老朽化と近年体格の大型化が進んでいる牛への対応のためスタンディングボックスを更新しようとするもので、財源につきましては一般会計繰入金を計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決することに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 日程第13 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第10号 令和3年度名寄市病院事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として必要な医療機器等について老朽化等にに伴い更新を行うものでございます。

1款病院事業収益では、医業外収益におきまして新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金事業により補助金で1億5,463万5,000円を追加しようとするものでございます。

2款病院事業費用では、医業費用におきまして防護具等の調達により材料費を1,059万3,000円、感染症対策費用として経費で386万9,000円を追加しようとするものでございます。

3款資本的収入におきまして企業債で7,240万円、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援

交付金事業により道補助金で1億3,814万6,000円を追加しようとするものでございます。

4款資本的支出において血管撮影装置の更新等により資産購入費で1億7,114万7,000円、施設費で1,263万1,000円を追加しようとするものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） 日程第14 議案第11号 令和2年度名寄市一般会計決算の認定について、議案第12号 令和2年度名寄市国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第13号 令和2年度名寄市介護保険特別会計決算の認定について、議案第14号 令和2年度名寄市食肉センター事業特別会計決算の認定について、議案第15号 令和2年度名寄市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第16号 令和2年度名寄市立大学特別会計決算の認定について、議案第17号 令和2年度名寄市病院事業会計決算の認定について、議案第18号 令和2年度名寄市水道事業会計決算の認定について、議案第19号 令和2年度名寄市下水道事業会計決算の認

定について、以上9件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第11号から議案第19号までの令和2年度名寄市一般会計決算、各特別会計決算、病院事業会計決算、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の認定について、一括して提案の理由を申し上げます。

各会計の決算につきましては、議案第11号から議案第16号までは令和3年5月31日、議案第17号から議案第19号は令和3年3月31日をもってそれぞれ出納を閉鎖し、決算を行いましたので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付すものでございます。

なお、細部につきましては別途御説明をさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議案第11号外8件は、本会議質疑を省略し、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号外8件については、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定いたしました。

ただいまの決定に基づき、決算審査特別委員会の委員に全議員を指名いたします。

正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時44分

○議長（東 千春議員） 再開いたします。

正副委員長の互選が行われましたので、結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に山崎真由美議員、副委員長に今村芳彦議員、以上であります。

○議長（東 千春議員） 日程第15 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 議案第20号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

本件は、市内企業において平成11年度に増築をされた家屋について建物構造の判定の錯誤により過誤納金を返還することとなりました。今後におきましては再発防止に向けて適正な事務処理に努めていくとともに、本事案を重く受け止め、執行責任者として私の給料月額の特例措置を提案するものでございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 千春議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（東 千春議員） お諮りいたします。

議事の都合により、明日9月1日から9月14

日までの14日間を休会としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東 千春議員） 異議なしと認めます。

よって、明日9月1日から9月14日までの14日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午前11時46分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 高 野 美 枝 子

署名議員 黒 井 徹